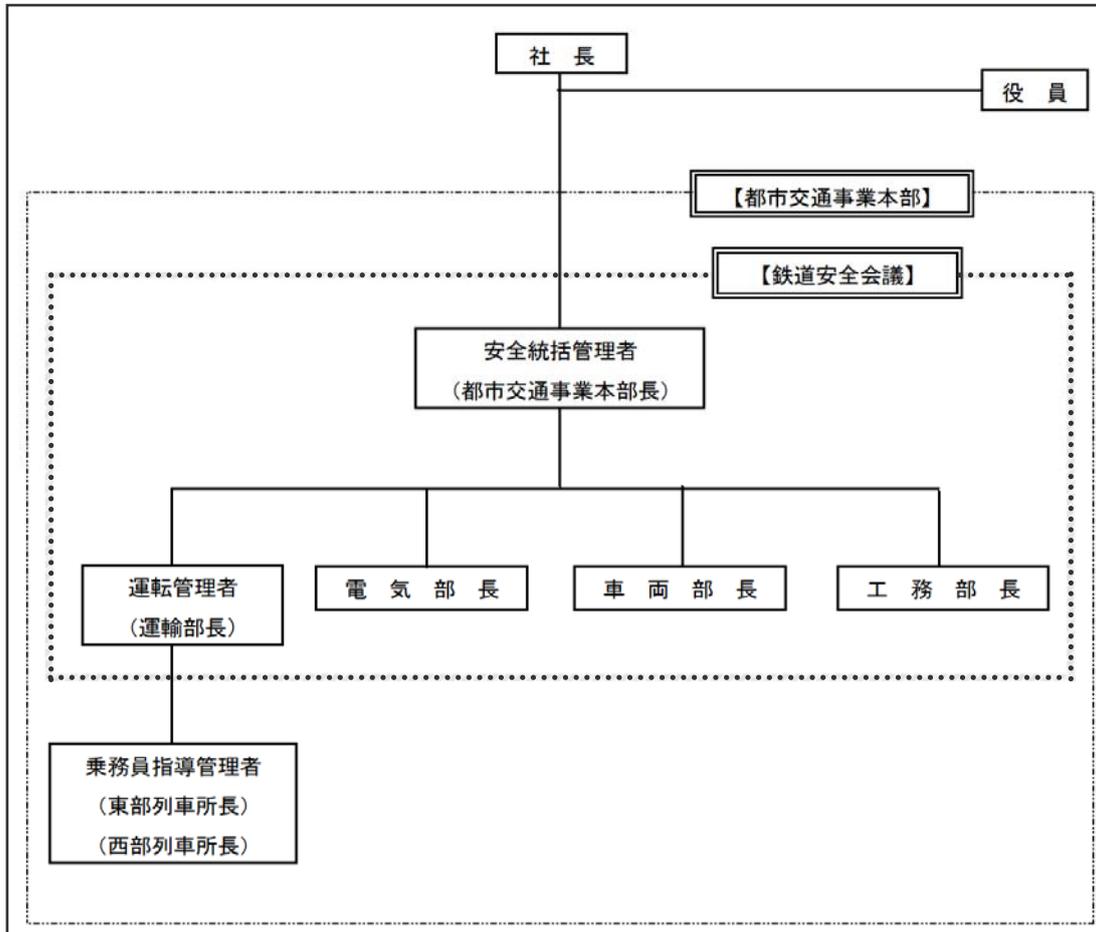


IV. 安全管理体制と方法

1. 安全管理組織体制（概要図）



※平成 23 (2011) 年 6 月に従来の鉄道事業運営全般に係る審議機関である「鉄道部長会議」に代わり、安全管理の推進に特化する組織として「鉄道安全会議」を設置し、安全管理組織の明確化を図っており、それを表記しています。以下同様。

2. 管理者の役割

都市交通事業本部に安全統括管理者等を選任し、輸送の安全確保に係る役割を定めています。

役 職	役 割
社 長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者 (都市交通事業本部長)	輸送の安全の確保に関する業務を統括管理する。
運輸管理者 (運輸部長)	安全統括管理者の指揮の下、列車の運行、乗務員の資質の保持、その他運転に関する業務を管理する。
乗務員指導管理者 (東・西列車所長)	運輸管理者の指揮の下、乗務員の資質の保持に関する事項を管理する。
電気部長	安全統括管理者の指揮の下、電気施設に関する事項を総括する。
車両部長	安全統括管理者の指揮の下、車両に関する事項を総括する。
工務部長	安全統括管理者の指揮の下、軌道・土木・建築施設に関する事項を総括する。

3. 安全管理方法

3-1 鉄道安全会議

鉄道安全会議は、都市交通事業本部トップ（安全統括管理者〔常務取締役〕以下、鉄道担当役員、鉄道の各部長〔運輸部、電気部、車両部、工務部〕等）により構成され、安全に関する事項について、検討、決定、指示する会議体です。原則として月2回開催されます。

3-2 鉄道安全連絡会等の各種定例会議

鉄道各部の課長クラスで構成し、各部の業務及び事故・トラブルについて情報を共有し、原因・対策等について協議・検討等を行う会議体です。さらに、業務遂行上の種々の案件について鉄道安全会議へ上申するとともに、鉄道安全会議での決定事項、指示事項等を円滑かつ確実に遂行していくため、相互確認する会議体でもあります。

※平成 23（2011）年 6 月の「鉄道安全会議」の設置にあわせ、同会議の下位会議体として「鉄道安全連絡会」を設置しており、それを表記しています。以下同様。

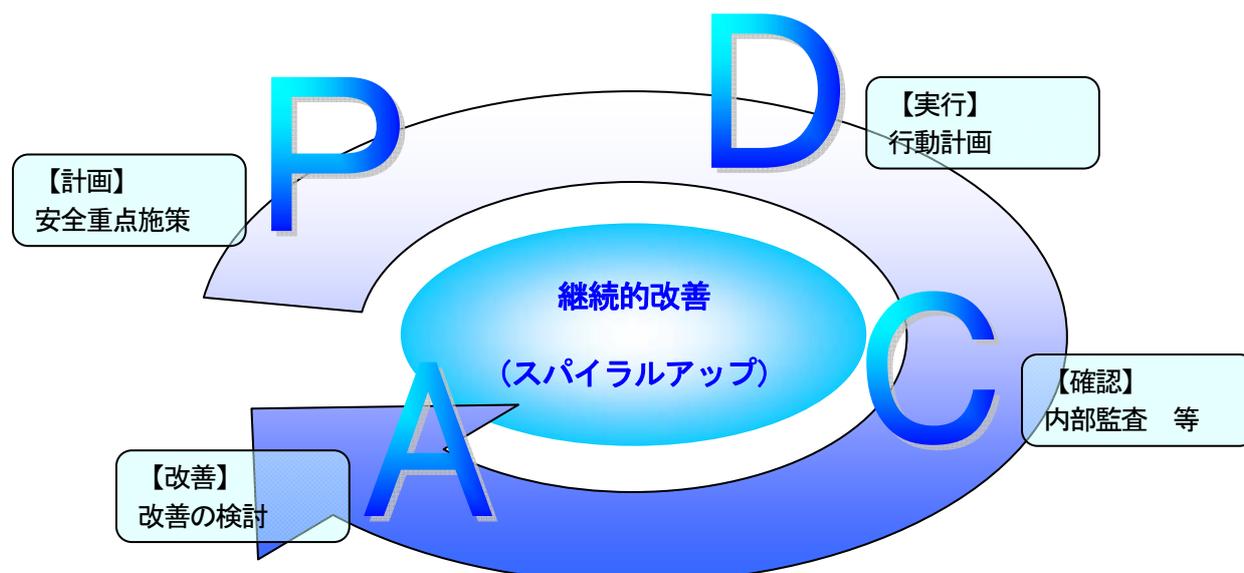
3-3 非常時対応体制

鉄道非常事態（列車運転事故、災害〔風水害、地震、火災〕等により会社の施設内で多数の死傷者を生じ、または会社の施設の復旧に長時間を要する事態）の発生に備え、非常事態対策規則等を策定し、非常時対応体制（全社）を構築しています。鉄道非常事態が発生すると、鉄道非常事態対策本部を設置し、救護、復旧、輸送の応急処置を迅速的確に行い、被害を最小限にとどめることに努めます。

また、鉄道非常事態には至らないものの、都市交通事業本部として、警戒、復旧、救護等の措置を講じる必要のある事態の発生に備え、都市交通事業本部内規として各部の任務等に関する基本的な事項を定め、連絡、連携を円滑にし、被害を最小限にとどめることに努める体制をとっています。

3-4 PDCAサイクルの活用

安全確保に関する種々の取組みを安全マネジメントシステム（P=Plan〔計画〕・D=Do〔実行〕・C=Check〔確認〕・A=Act〔改善〕）により機能させ、より精度の高い安全確保を目指して、スパイラルアップを図っていきます。



3-5. 運輸安全マネジメント評価

国土交通省が実施する運輸安全マネジメント評価は、運輸事業者の安全管理体制が適切に構築され、機能しているかについて確認・助言が行われるものです。

当社では、平成 19 (2007) 年 6 月に第 1 回目の評価を受け、以降昨年度まで毎年、計 4 回受けています。

平成 22 (2010) 年 7 月の運輸安全マネジメント評価では、次の評価を受けました。

〔評価事項〕

- ①事故防止対策の有効性を把握するための体制を構築
- ②有効性に着目した内部監査の実施及び内部監査実施後の意見交換、有効性に関するアンケートの実施等による内部監査の充実

〔提言事項〕

- ①ヒューマンエラーを原因とした事案の背後要因を含めた原因分析に関する取り組みの深度化

